

令和6年度
新規採用養護教諭研修

研修テキスト

福島県教育センター

【目次】

No.	研 修 項 目	ページ
1	養護教諭に関する法規と役割	1
2	健康教育に関する計画（学校保健計画・保健室経営計画）	2
3	学校保健組織活動	3
4	保健情報の把握と活用	4
5	養護教諭・保健主事の役割と理解	5
6	健康診断と健康観察	6
7	保健指導	7
8	保健教育	8
9	健康相談	9
10	疾病の予防と健康管理	10
11	学校環境衛生	11
12	救急処置と救急体制	12
13	感染症と食中毒	13
14	学校安全教育と防災活動への協力及び非常災害時の子どもの心のケア	14

○ 養護教諭としての職に関する理解と、その使命感を養う。

1 養護教諭の沿革

- (1) 学校看護婦
明治 38 年 岐阜県のある学校にトラコーマ対策として学校看護婦がおかれた。
- (2) 養護訓導
昭和 16 年 国民学校制度（国民学校令の制定）を機会に学校看護婦は、「養護訓導」となり、その地位や身分が確立した。
- (3) 養護教諭
昭和 22 年 学校教育法が制定され「養護訓導」から「養護教諭」に改められた。

2 養護教諭に関する諸法規

- (1) 学校教育法第 37 条
- (2) 教育職員免許法第 2 条
- (3) 教育公務員特例法第 2 条

3 養護教諭の職務と役割

- (1) 「養護をつかさどる」（学校教育法第 37 条 12）
→ 児童生徒の健康を保持増進するためのすべての活動
- (2) 昭和 47 年保健体育審議会答申
＜専門的立場から＞
 - ① すべての児童生徒の保健及び環境衛生の実態把握
 - ② 心身の健康に問題を持つ児童生徒への個別指導
 - ③ 健康な児童生徒への健康の増進に関する指導
 - ④ 一般教員の行う日常の教育活動への積極的な協力
- (3) 平成 9 年保健体育審議会答申
新たな役割として心と体の両面に関わる「健康相談活動」が提言された。
- (4) 平成 20 年 1 月中教審答申
 - ① 学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でのコーディネーターの役割
 - ② 関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施
 - ③ 学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の実施
 - ④ いじめや児童虐待など心身の健康課題の早期発見、早期対応
 - ⑤ TT や兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施
 - ⑥ 健康・安全にかかわる危機管理への対応（救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等）
- (5) 養護教諭の職務内容
昭和 47 年保体審答申、平成 9 年保体審答申、平成 20 年中教審答申、平成 27 年中教審答申、学校保健安全法を基にした。
 - ① 保健教育

ア	関連教科
イ	総合的な学習の時間
ウ	特別活動(学級活動・ホームルーム活動)学校行事、児童会活動等
エ	保健室における個別指導や日常の学校生活での指導
 - ② 保健管理

ア	対人管理（救急処置、健康診断、疾病予防等）
イ	対物管理（学校環境の安全・衛生）
 - ③ 健康相談

ア	心身の健康課題への対応
イ	児童生徒の支援にあたっての関係者との連携
 - ④ 保健室経営
 - ⑤ 保健組織活動
 - ⑥ その他

○ 生涯を通じて心身共に健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から学校において組織的・体系的な教育活動が実践できる健康教育に関する計画の立案の仕方を身に付ける。

1 健康教育のとらえ方

- (1) 健康教育の意義
- (2) 学校における健康教育
- (3) 教育目標と健康教育
- (4) 健康教育の構造と機能

2 健康教育の推進と関係職員の役割

3 学校保健計画

- (1) 学校保健計画の法的位置付け
- (2) 学校保健計画の内容
 - ① 保健教育に関する事項
 - ② 保健管理に関する事項
 - ③ 保健組織活動に関する事項
- (3) R-P D C Aサイクルに基づく作成手順
- (4) 作成に当たっての留意点
- (5) 学校保健計画の評価の視点

4 保健室経営計画

- (1) 学校経営と保健室経営
- (2) 養護教諭の職務(役割)と保健室の機能
- (3) 学校保健計画と保健室経営計画
- (4) 保健室経営計画の作成手順
- (5) 保健室経営計画の評価方法

【参考文献】

- 1 「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」：日本学校保健会
- 2 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会
- 3 「健康教育のてびき」：福島県学校保健会(平成30年3月)

○ 学校保健組織活動の運営について理解し、その運営方法について実践力を高める。

1 学校保健委員会

(1) 学校保健委員会を設ける根拠と必要性

- ① 設置の根拠
- ② 学校保健委員会の必要性

(2) 学校保健委員会の機能

(3) 学校保健委員会の構成と組織

(4) 学校保健委員会の進め方

- ① 年間計画の作成
- ② 議題の選定
- ③ 組織の構成
- ④ 準備
- ⑤ 当日の運営
- ⑥ 事後措置と評価

(5) 学校保健委員会の主な協議内容

(6) 学校保健委員会活性化の工夫

2 地域学校保健委員会

(1) 地域学校保健委員会の目的

(2) 地域学校保健委員会の組織

(3) 地域学校保健委員会の機能と進め方

3 児童生徒保健委員会

(1) 委員会活動の意義と必要性

(2) 担当教師としての指導と支援内容

- ① 委員会の組織及び活動計画の作成
- ② 児童生徒の自治的・主体的活動を支える支援

(3) 活動内容の例

(4) 活動の評価

- ① 活動内容の評価
 - ア 効果を上げた点
 - イ 工夫改善の必要な点
- ② 活動状況の評価（児童生徒）
- ③ 指導支援の評価（担当教師）

【参考文献】

- 1 「保健主事のための実務ハンドブック 令和2年度改訂」：日本学校保健会
- 2 「学校保健委員会マニュアル」：日本学校保健会（平成12年1月）
- 3 「健康教育のてびき」：福島県学校保健会（平成30年3月）
- 4 「みんなでよりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」
：国立教育政策研究所教育課程研究センター（平成30年12月）

○ 保健に関する現代的課題解決のために、個人または集団の児童生徒の情報や保健に関する情報を収集し、保健課題をとらえる力量や解決のための指導力を高める。

1 保健情報の主な内容

- (1) 発育状態、健康状態、既往症、栄養状態の実態
- (2) 健康生活の実践状況の実態
- (3) 不安や悩みなどの心の健康に関する実態
- (4) 性に関する実態
- (5) 学校環境衛生に関する実態
- (6) 保健室で捉えた傷病の実態
- (7) その他必要な事項

2 保健情報の把握の仕方

- (1) 健康診断、健康相談、健康観察、保健室での対応
- (2) 環境衛生面や安全面におけるの定期または日常点検
- (3) 教職員、専門家や専門機関との連携
- (4) 新聞・雑誌・文献や研修会
- (5) アンケート調査
- (6) インターネット等の活用
- (7) その他

3 把握した保健情報の処理と活用

- (1) 保健指導
 - ① 個人を対象とした保健指導
 - ア 心身の健康に問題を有する児童生徒の個別指導
 - イ 健康生活の実践に関して問題を有する児童生徒の個別指導
 - ② 集団を対象とした保健指導
 - ア 学級活動やホームルーム活動での保健指導
 - イ 学校行事での保健指導
 - ③ 保護者への啓発活動
- (2) 学校欠席者情報収集システム、校務支援システム等の活用と留意点
- (3) 学校保健計画の立案と評価
- (4) 保健室経営計画の立案と評価

【参考文献】

- 1 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き」：
日本学校保健会（令和4年3月）
- 2 「現代的健康課題を抱える子どもたちへの支援」：文部科学省（平成29年3月）
- 3 「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」：日本学校保健会
- 4 「学校等欠席者・感染症情報システム活用事例集」：日本学校保健会（令和2年3月）

- 児童生徒の心身の健康課題に対応するため、組織的な指導体制がより一層求められるようになってきた今日、養護教諭・保健主事が職務の適切な連携を図って学校保健の充実を図ることの大切さを理解する。

1 保健主事とは

学校教育法施行規則第 45 条に規定された、学校保健活動の企画・調整にあたる教員である。

2 保健主事の役割

平成 20 年 1 月文部科学省中央教育審議会答申

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理にあたる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整にあたる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。

- (1) 学校保健と学校教育全体の調整に関すること
- (2) 学校保健計画、学校安全計画の作成とその実施の推進に関すること
- (3) 保健教育の計画作成とその適切な実施の推進に関すること
- (4) 保健管理の適切な実施の推進に関すること
- (5) 学校保健に関する組織活動の推進に関すること
- (6) 学校保健の評価に関すること

3 保健主事に求められるもの

(1) 調整能力

- ① 学校保健の役割や内容等を理解し、積極的に推進する意欲を持つこと
- ② 教育活動全体に精通していること
- ③ 教職員の考え方や意見をよく聞き、それを生かすように努めること
- ④ 養護教諭の役割を理解し、養護教諭と協力していけること

(2) 企画力とリーダーシップ

学校保健は、非常に広範囲な内容について、多くの人々によって活動が展開されるので、広い視野でものごとをよく見て、確かな見通しをもった計画性と実行力が求められる。

4 養護教諭とは (No. 1 を参照)

5 養護教諭の役割 (No. 1 を参照)

◎保健主事を兼務している養護教諭

- ① 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- ② 総合的な学校保健計画の作成
- ③ 学校保健委員会（地域学校保健委員会）の活性化
- ④ 校内保健組織を核とした組織的な運営と活動
- ⑤ 学校保健活動の評価（PDCA）等

6 保健主事との連携

養護教諭の職務は非常に幅広いものであることから、保健主事がこれらについて十分理解し、養護教諭の専門性を十分生かせるような協力が得られるよう、連携を図る。

【参考文献】

- 1 「保健主事の手引（三訂版）」：日本学校保健会（平成 16 年 2 月）
- 2 「保健主事のための実務ハンドブック 令和 2 年度改訂」：日本学校保健会
- 3 「保健主事のためのマネジメント事例集」：日本学校保健会（平成 24 年 3 月）

○ 学校教育における健康診断の位置付けを明確にし、その意義や実施方法について学び、学校保健活動の基本となる健康診断と健康管理について理解を深める。

1 児童生徒の健康診断（定期健康診断）

(1) 法的根拠及び目的

- ① 学校教育法 第12条
- ② 学校保健安全法第13条、第14条、第18条
- ③ 学校保健安全法施行規則第5条～第11条
- ④ 関係法規：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する諸法律

(2) 検査項目

(3) 実施計画

- ① 計画の内容
- ② 実施計画作成上の留意点

(4) 準備

- ① 連絡調整（校内職員・学校医・学校歯科医・検診機関）
- ② 必要物品の準備・点検
- ③ 指導資料・諸用紙等の準備
- ④ 会場確保と準備

(5) 事前指導

(6) 実施方法及び技術的基準

(7) 事後措置と評価

- ① 健康診断結果の通知
- ② 結果のまとめ
- ③ 学校医（学校歯科医）による総合評価（学校医への結果報告）
- ④ 健康診断票の作成・管理
- ⑤ 健康診断結果の活用
- ⑥ 健康診断の評価の視点

2 臨時健康診断

3 職員健康診断

(1) 法的根拠及び目的

- ① 学校保健安全法第15条、第16条
- ② 学校保健安全法施行規則第12条～第17条
- ③ 関係法規：労働安全衛生法
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する諸法律

(2) 実施項目

4 就学時健康診断

(1) 法的根拠及び目的

- ① 学校保健安全法第11条
- ② 学校保健安全法施行規則第3条

(2) 実施時期及び実施項目

5 健康診断実施上の留意点

6 保健調査・日常の健康観察

【参考文献】

- 1 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」：日本学校保健会
- 2 「就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改定」：日本学校保健会
- 3 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会
- 4 「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」：文部科学省（平成21年3月）
- 5 「健康教育のてびき」：福島県学校保健会（平成30年3月）

○ 児童生徒の心身の健康問題の解決に必要な保健教育の理論を理解し、基礎的な実践力を高める。

1 保健指導の目的

2 保健指導の機会と特質

(1) 集団に対する保健指導

(2) 個別の保健指導

3 保健指導における養護教諭の役割

4 個別の保健指導の進め方と評価

(1) 保健指導の基本的なプロセス

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」 P28 参照

- ① 対象者の把握
- ② 課題の背景の把握
- ③ 指導方針・指導方法の検討と役割分担
- ④ 保健指導の実施
- ⑤ 保健指導の評価

(2) 保健指導における連携

(3) 保健指導上の留意点

5 保健だよりの意義と作成上の留意事項

【参考文献】

- 1 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」：日本学校保健会
(令和4年3月)
- 2 「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」：文部科学省（平成31年3月）
- 3 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会
- 4 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」：文部科学省（平成29年3月）

○ 児童生徒が生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるようになるために必要な保健教育の理論を理解し、基礎的な実践力を高める。

1 保健教育の目標

生活環境の変化に伴う新たな健康課題をふまえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。

2 保健教育で育む資質・能力

3 学習指導案の作成

(1) 学習指導要領の理解

(2) 保健教育の体系と内容の系統性

(3) 各教科、特別活動等との関連

(4) 指導方法の具体例

(5) 評価の観点

4 保健教育における指導のポイントと留意点（TTでの関わり）

5 養護教諭が授業を行う際の手順と留意点

(1) 兼職発令による参画について

(2) 養護教諭が保健教育に参画・協力する有効性

(3) T1との役割分担と事前の打ち合わせ

(4) 校内体制の整備

※ 保健指導を成功させる「8つ」のポイント参照
（「学校保健の課題とその対応」P57参照）

【参考文献】

- 1 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会
- 2 「健康教育のてびき」：福島県学校保健会（平成30年3月）
- 3 「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」：文部科学省（平成31年3月）
- 4 「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」：文部科学省（令和2年3月）
- 5 「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」：文部科学省（令和3年3月）
- 6 「みんなでよりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」：国立教育政策研究所教育課程研究センター（平成30年12月）
- 7 「ふくしまの『授業スタンダード』」：福島県教育委員会（平成29年4月）
- 8 「精神疾患に関する指導参考資料 新学習指導要領に基づくこれからの高等学校保健体育の学習」：日本学校保健会（令和3年3月）
- 9 「生命（いのち）の安全教育」：文部科学省・内閣府（令和3年）

○ 児童生徒の心身の健康問題の多様化に伴い、問題の解決に向けて、学校全体で組織的に対応していくための健康相談についての重要性を理解し、養護教諭として関わる健康相談について理解する。

1 健康相談の基本的理解

(1) 法的根拠（学校保健安全法第8条）

(2) 健康相談の目的

(3) 健康相談の対象者

(4) 健康相談のプロセス

(5) 健康相談実施上の留意点

(6) 健康相談のための情報収集

2 健康相談の進め方と支援体制づくり

(1) 対象者の把握

(2) 健康問題の背景の把握

(3) 支援方針・支援方法の検討

(4) 支援の実施と評価

(5) 校内組織体制づくり

(6) 地域の関係機関等との連携体制づくり

(7) 支援の進め方

① 支援計画の作成

② 支援検討会議（事例検討会）

③ 記録

④ 評価

(8) 基本的相談技術及び留意点

① 相談にあたっての基礎事項

② 相談にあたっての留意事項

③ 保護者との相談におけるポイント

(9) 不登校及び保健室登校への対応

① 不登校への対応

② 保健室登校への対応

3 養護教諭が行う健康相談

(1) 養護教諭の役割と具体的な相談の実践

(2) 心の健康問題と健康観察の重要性の理解と健康相談

【参考文献】

1 「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」：日本学校保健会（令和4年3月）

2 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会

3 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援」：文部科学省（平成29年3月）

4 「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」：文部科学省（平成21年3月）

5 「学校における子供の心のケア」：文部科学省（平成26年3月）

6 「保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き」：福島県（平成31年2月）

7 「ふくしまサポートガイド」：福島県教育委員会（令和3年1月）

○ ヘルスプロモーションの理念に基づき、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに主体的に健康管理のできる児童生徒を育成するための手だてを身に付ける。

1 疾病管理に関する法的位置付け

2 疾病管理の目的

3 疾病管理の進め方・留意点

(1) 心臓疾患、腎臓疾患等

(2) アレルギー疾患

(3) その他

4 感染症の予防と対応

5 疾病管理の評価の視点

6 地方公共団体の援助及び国の補助
学校保健安全法第 24 条及び同施行規則第 25 条

【参考文献】

- 1 「学校保健の課題とその対応 令和 2 年度改訂」：日本学校保健会
- 2 「学校において予防すべき感染症の解説」：日本学校保健会(平成 30 年 3 月)
- 3 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 令和元年度改訂」
：文部科学省、日本学校保健会
- 4 「学校給食における食物アレルギー対応指針」：文部科学省(平成 27 年 3 月)
- 5 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』」：文部科学省(随時更新)
- 6 「学校における感染症対策 実践事例集」：日本学校保健会(令和 4 年 3 月)

○ 学校は、児童生徒が安全に学習する環境でなければならない。学校環境衛生活動が児童生徒にとって必要かつ不可欠な活動であるとの共通認識に立ち、その基本的な進め方について理解する。

1 学校環境衛生について

(1) 学校環境衛生に関する法的位置付け

- ① 学校保健安全法第6条 学校環境衛生基準
- ② 学校保健安全法施行規則第1条、第2条

(2) 学校環境衛生の目的

2 学校環境衛生活動の実際

(1) 学校環境衛生検査の年間計画への位置付け

(2) 学校環境衛生活動の具体的な内容

(3) 学校環境衛生活動の進め方

3 学校環境衛生の基準と検査方法

(1) 定期検査

- ① 検査方法と判定基準
- ② 事後措置と留意事項

(2) 日常点検

- ① 検査方法と判定基準
- ② 事後措置と留意事項
- ③ 検査表

(3) 臨時検査

4 学校薬剤師との連携

- (1) 連絡調整
- (2) 記録

5 環境教育への協力

(1) 環境教育の基本的な考え方

(2) 環境教育の指導上の留意事項

- ① 環境教育の指導方針
- ② 学校としての体制づくり
- ③ 校種間の連携で進める環境教育
 - 小学校 身の回りの環境
 - 中学校 健康と環境
 - 高等学校 社会生活と健康
- ④ 家庭や地域社会等との連携で進める環境教育
- ⑤ 学校の施設等を活用して進める環境教育
- ⑥ 豊かな体験活動の推進

【参考文献】

- 1 「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」：文部科学省（平成30年5月）
- 2 「学校環境衛生活動を生かした保健教育」：日本学校保健会（平成26年3月）
- 3 「学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂」：日本学校保健会
- 4 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』」：文部科学省（随時更新）

○ 児童生徒の命に直接関わる内容であることから、緊急時の連絡体制を確立し常に機能させるとともに、傷病者の状況を迅速かつ適切に把握し、正しい判断と救急処置の能力を身に付ける。

1 救急処置の法的根拠

学校保健安全法第7条、第10条

2 救急処置の目的及び範囲

(1) 救急の連鎖

(2) 学校における救急処置範囲

① 医療機関へ移送するまでの処置

② 一般の医療の対象とはならない程度の軽微な傷病の処置

3 救急体制の確立

(1) 救急体制の周知徹底（地域の救急機関のマップの確認）

(2) 家庭への連絡（担任との連携）

(3) 養護教諭不在時の連絡体制

4 救急処置の実際（養護教諭の役割等）

(1) 症状の的確な見極めと医療機関への受診等の総合的な判断

(2) 救急処置の方法及び留意点

① 問診、観察

② 分析、判断

③ 処置、対応

④ 緊急時の対応（意識障害、痙攣、呼吸困難、ショック、頭部・目の外傷等）

5 医療機関への移送

(1) 管理職、関係職員への連絡

(2) 保護者との連絡内容の確認

(3) 移送車の手配（車椅子・タクシー・救急車）

(4) 医療機関への連絡

(5) 記録・報告

6 校内の心肺蘇生法及びAED及びエピペンの取扱いに関する研修

(1) 実施計画

(2) 講師等の依頼

(3) 評価

7 災害共済給付制度

(1) 日本スポーツ振興センター法等の理解

(2) 日本スポーツ振興センター事務手続きの実際

8 薬品等の管理

【参考文献】

1 「学校保健の課題とその対応 令和2年度改訂」：日本学校保健会

2 「改訂6版 救急蘇生法の指針2020（市民用）」

3 「学校における薬品管理マニュアル」：日本学校保健会（令和4年改訂）

4 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 令和元年度改訂」

：文部科学省、日本学校保健会

○ 感染症に対する理解を深めその予防、発生時の判断と対応についての実践的な力量を高める。

1 学校で予防すべき感染症

2 感染症の予防と感染症への対応

(1) 感染症 三大要因（病原体、感染経路、感受性宿主）

(2) 感染経路と予防の方法

(3) 感染症への対応に係る体制

○学校の設置者・学校・学校医・保健所の役割

○養護教諭の役割と連絡・報告経路

3 出席停止・臨時休業

(1) 法的根拠

① 学校保健安全法第 19 条、第 20 条

② 学校保健安全法施行規則第 18 条～21 条

(2) 実施の際の留意事項

(3) 期間と報告

4 予防接種

(1) 予防接種の意義とその種類

(2) 予防接種と学校の関わり（集団接種・個別接種）

5 感染症に関する情報収集とその理解

(1) 新しい感染症に対する理解と正しい対応方法

(2) 学校等欠席者・感染症情報システムの活用

6 食中毒発生時の対応

(1) 集団発生した場合の対応

(2) 関係機関との連携（保健所等）

7 修学旅行などにおける感染症及び食中毒の予防

【参考文献】

1 「学校において予防すべき感染症の解説」：日本学校保健会（平成 30 年 3 月）

2 「学校給食の手引 改訂版」：福島県学校給食会（令和 2 年 3 月）

3 「学校における結核対策マニュアル」：文部科学省（平成 24 年 3 月）

4 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』」：文部科学省（随時更新）

5 「学校における感染症対策 実践事例集」：日本学校保健会（令和 4 年 3 月）

○ 学校管理下における学校安全教育と防災活動について理解させ、養護教諭として非常災害時の子どもの心のケアについて理解する。

1 学校安全教育の理解と評価

2 学校の防災組織

(1) 学校における防災組織例

(2) 教職員の任務例

3 防災活動の実際

(1) 避難訓練など実際的な活動

4 防災活動を含む学校安全

(1) 学校安全管理についての理解

(2) 安全管理の評価

火災、地震、火山活動、風水（雪）害等の防災計画が立てられ、それらの災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか等

5 非常災害時における心のケアの基本的役割と理解

(1) 学校の基本的役割

(2) 非常災害時における子どもの心のケアの基本的理解

6 学校の非常災害時における心のケアの方法と実際

(1) 心のケアに関する対応方針の策定と校内体制の整備

(2) 心身の健康状態の把握の方法

(3) 心の健康に及ぼす影響の対応

(4) 心の健康に関する情報の収集と活用

(5) 家庭・地域との連携

(6) 専門家・専門機関との連携

【参考文献】

- 1 「子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-」
：文部科学省(平成 22 年 7 月)
- 2 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）」
：文部科学省(平成 31 年 3 月)
- 3 「学校における子供の心のケア」：文部科学省(平成 26 年 3 月)
- 4 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」：文部科学省(平成 30 年 2 月)
- 5 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」：文部科学省